

# 島田市立中学校部活動の方針

島田市教育委員会

## 1 部活動の意義

- (1) 生徒同士や生徒と教職員等の関わりを通して社会性を育んだり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の人格形成に資するものである。
- (2) 目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合うことを通して、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする等、好ましい人間関係の形成に資するものである。
- (3) 運動・文化・芸術等に親しむ活動を通して自主性、協調性、責任感、連帯感等の涵養に資するものである。

## 2 部活動の基本方針

島田市立中学校においては、以下の点を基本方針として部活動を設置運営することとする。

- (1) 学校や地域の実情に応じ、校長が示す学校運営方針・計画に沿った運営を心がける。
- (2) 生徒の部活動への所属は、自主的・自発的なものとし主体性を育める部活動運営を心がける。
- (3) 生徒の健康や安全に配慮し、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗に偏った指導にならないように心がける。

## 3 活動日、活動時間等

島田市立中学校においては、原則として以下の活動の基準や、申し合わせ事項等に準じて活動を行うものとする。

### (1) 活動日

#### ア 常時活動

- ・平日：週3日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- ・週休日：原則として、土曜日又は日曜日のどちらか1日とする。
- ・各月の第3日曜日は、原則として活動しない。

#### イ 長期休業中の活動

- ・校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、活動を許可する。
- ・生徒がまとまった休養が取れるように、一定期間活動を休止する「部活動休業日」を設ける。
- ・土、日曜日は、大会以外は原則として活動しない。

#### ウ 大会（中体連等）期間中の活動

- ・大会日程等から土、日曜日の両方とも活動した場合は、代替りの休養日をできるだけ近い週に設定する。

### (2) 活動時間

- ・部活動は、必ず顧問（教職員）の監督指導の下で実施し、各学校で定められている部活動終了時刻までの活動とする。
- ・部活動としての朝の活動や夜の活動は禁止とする。
- ・常時活動は、活動時間を平日2時間以内、週休日4時間以内を原則とする。

## 4 各学校の部活動の方針の策定

### (1) 策定

- ア 校長は、本方針に則り「部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 顧問は、毎月の活動計画及び実績を校長に提出する。

### (2) 開かれた部活動指導

- ア 校長は、部活動方針等について、学校説明会やホームページ等で公表し、保護者に周知する。

## 5 指導上の留意点

- (1) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり禁止とする。
- (2) 生徒の健康状態や気温等の環境に十分配慮して指導内容や活動時間を決定し、水分補給や休憩時間等を設定する。
- (3) 施設・設備等の点検、管理等を定期的に行い、生徒の安全確保に万全を期する。

附 則 この方針は、平成31年4月1日から施行する。